

国税徴収法第95条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告し、及び国税徴収法第99条の規定に基づき、見積価額を公告します。

平成26年1月6日

京都市長 門川 大作

- 1 公売（せり売り）参加申込期間
平成26年1月7日午後1時から平成26年1月20日午後11時まで
（ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く）
- 2 公売（せり売り）期間
平成26年1月27日午後1時から平成26年1月29日午後11時まで
（ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く）
- 3 公売の場所
ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上
- 4 公売の方法
期間競り売り
- 5 売却決定の日時
平成26年2月6日午前10時
- 6 売却決定の場所
京都市行財政局税務部収納対策課
- 7 買受代金の納付期限
平成26年2月6日午後2時30分
- 8 買受人の資格その他の要件
国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。
- 9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。
- 10 公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額
別紙のとおり

11 その他事項

- (1) 公売財産のせり売りに参加をしようとする者（以下「入札者等」という）は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続きが必要です。
- (2) 公売保証金の納付は、自己名義などのクレジットカードによる納付によるものとします。ただし、京都市では、「公売参加者がヤフー株式会社に対して、クレジットカードによる公売保証金納付および返還事務に関する代理権の付与並びにクレジットカードによる請求処理をヤフー株式会社の必要によって第三者へ委託し、公売保証金取り扱い事務に必要な範囲で公売参加申込者の個人情報^をを当該委託先へ開示することの承諾およびインターネット公売が終了し、公売保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意していること」を条件としたヤフー株式会社を代理とするクレジットカードによる納付に限るものとします。
- (3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し、売却決定を行います。また、インターネット公売では、2人以上が同額の入札価額（上限）を設定した場合、先に設定した人を最高価申込者として決定します。なお、最高価申込者の決定にあたっては、最高価申込者のYahoo! JAPAN IDを最高価申込者の氏名（名称）とみなします。
- (4) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。なお、公売財産の引渡しは、買受代金納付時の現況有姿で行います。
- (5) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は、買受人の負担となります。
- (6) 市は公売物件について瑕疵担保責任を負いません。
- (7) 落札された公売物件は、いかなる理由があっても返品できません。
- (8) 物件の詳細を記載した公売広報は、行財政局税務部収納対策課並びに各区役所及び区役所支所の納税課に備え付けています。
- (9) ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。
- (10) 入札者等が自己に関わる情報等を第三者に知られ、もしくは不正に使用される等により損害を受けた場合、京都市は何ら補償しません。
- (11) その他については、京都市インターネット公売ガイドラインによります。なお、そ

の内容については、行財政局税務部収納対策課のホームページで閲覧することができます。

(別紙)

公売財産の表示，公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財 1 6

2 見積価額

4 3 0 , 0 0 0 円

3 公売保証金

5 0 , 0 0 0 円

4 公売財産の表示

土 地

所 在 伊豆の国市奈古谷字前峠

地 番 2 2 2 8 番 8 4

地 目 原野

地 積 3 8 6 m²

以上登記簿による表示

5 公売財産の概要

- (1) 公売財産は，JR東海道山陽新幹線「熱海」駅から南西方へ約18.3km（道路距離）に位置する。
- (2) 公売財産は，間口（北西側）約16.5mの北西向傾斜の長方形地であり，幅員約4.5mの舗装私道（建築基準法上の道路）に約30cmのU字側溝を隔てて，約10cm高位接面している。
- (3) 公売財産は，コマツゼネラルサービス株式会社が管理を行う小松ヶ原別荘分譲地の一筆である。

6 法的規制，利用状況等

(1) 市街化調整区域

管理者が定める自主規制により，建蔽率30%，容積率60%，建築物の高さ制限2階建て（建築物の高さが10mを超える場合は日影規制が適用），後退距離道路より2m・隣地より1m

- (2) 公売財産は平成25年9月現在，雑草・雑木が繁茂している。

7 その他公売条件

- (1) 管理者の申立てによると、小松ヶ原別荘分譲地の所有者は別荘公益費の負担が必要であり、公売財産に係る公益費負担額は年額28,700円(税抜)である。分譲地所有者が変更となったときは、管理者に対して所有者名義変更手数料9,000円(税抜)を支払う必要がある。その他、建物を建造するなどの工事を行う場合は管理者が定める別荘地内の工事施工手続要領に、水道使用量はコマツ別荘地水道供給規定に基づき、各料金を管理者に支払う必要がある。

別荘地の管理に関する覚書・管理規約等の詳細については、管理者に問い合わせてください。

管理者の問合せ先 コマツゼネラルサービス株式会社 別荘管理事業部

静岡県熱海市上多賀1066-334 TEL0557(68)4112(代表)

- (2) 境界の確定は、隣接地所有者と行ってください。
(3) 公売財産内の動産等の処理は、所有者等と協議してください。

問合せ先 京都市行財政局税務部収納対策課

TEL(075)213-5215

(行財政局税務部収納対策課)